

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償に関する規程（抜粋）

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第31条 パートタイム会計年度任用職員が職員給与規程第10条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納等については、職員給与規程第10条の規定の例による。

3 前項の規定による費用弁償の額は、次に掲げるとおりとする。

（1）交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担する場合は、1出勤日の往復運賃相当額等に当該月における実出勤日数を乗じて得た額又は1箇月定期券の額若しくは実出勤日数に応じた回数券の額のいずれか低い額とする。

（2）自転車及び自動車その他の原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする場合は、職員給与規程第10条第1項第2号又は第3号の規定に準じて算出した額と、この額を20で除した額に実出勤日数を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

（3）交通機関等を利用し運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする場合は、前各号の規定によりそれぞれ算出した額を合計して得た額とする。

参 考

○派遣労働者の通勤費の算出例

通勤のため自動車を使用し、その片道の使用距離が15キロメートルの場合で、1箇月の実出勤日数が16日の場合

$9,800円 \div 20 \times 16 = 7,840円$

○地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（抜粋）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる職員については、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額
- (2) 第1項第2号に掲げる職員については、別表第22の左欄に掲げる片道の使用距離ごとに、同表の右欄に掲げる通勤手当額とする。ただし、1箇月当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 第1項第3号に掲げる職員については、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第2号に該当する職員が、通勤のため高速自動車国道を利用することで、次に掲げる第1号及び第2号の基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資すると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した支給単位期間の通勤に要する料金の額及び第1項第2号の合計額とする。
- (1) 第2条に規定する医療職給料表(一)又は企業指定職給料表の適用を受ける職員で、高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間がおおむね90分以上を要する職員
- (2) 前号に定める職員が高速自動車国道を利用する場合は、その利用により通勤時間がおおむね30分以上短縮されること。
- 4 第1項第2号に規定する理事長が別に定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。
- (1) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具
- 5～10 略

別表第22（第10条第2項第2号）

片道の使用距離	通勤手当額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,170円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,230円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,290円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,570円

14キロメートル以上16キロメートル未満	9,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,020円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,240円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,460円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,640円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,820円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,170円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,340円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,430円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,520円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,610円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,790円
42キロメートル以上44キロメートル未満	25,710円
44キロメートル以上46キロメートル未満	26,640円
46キロメートル以上48キロメートル未満	27,570円
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,500円
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,430円
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,160円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,890円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,630円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,370円
60キロメートル以上	33,100円